



## 条 項

- 第1条 甲は、表記の支払方法に従い、表記の商品代金合計額と消費税相当額を乙に支払うものとする。  
なお、手形・小切手は決済完了のときに弁済の効力を生じる。
- 第2条 本物件の所有権は、甲が本契約の各条項を履行し、且つ売買代金を完済した時に乙より甲に移転する。  
物件の受渡後代金の完済迄、甲はこれを無償で使用する。
- 第3条 物件の受渡前に生じた物件の滅失、毀損、その他一切の損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とし、受渡後に生じたそれらの損害は、乙の責に帰すべきものを除き甲の負担とする。
- 第4条 甲は本物件の受渡時に物品の検査をし、且つすべての点で完全な状態であったことを確認し、以後は物件の瑕疵については乙はその責に任じない。
- 第5条 物件受渡後に生ずる附帯費用の一切は甲が負担する。
- 第6条 第2条所有権移転までの使用期間中、甲は善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本物件を転貸、質入れ、譲渡等の処分行為をしてはならない。
- 第7条 甲が売買代金債務の弁済を怠ったとき、甲は決済期日の翌日より完済に至るまで日歩金6銭の割合による遅延損害金を乙に支払わなければならない。
- 第8条 甲が次の各号の一つでも該当したときは、甲は直ちに期限の利益を失い、残額を一時に弁済しなければならない。  
① 売買代金債務の弁済を一回でも遅延したとき。  
② 自ら振出し引き受けた手形または小切手が不渡り処分を受ける等支払い停止状態に陥ったとき。  
③ 強制執行、保全処分、滞納処分を受けまたは破産、和議、会社の整理、会社更生の中立をなし、もしくは受けたとき。  
④ 甲が本契約に違反したとき。  
⑤ 全各項に準ずる事態が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- 第9条 前条各号の一に該当する事態が発生し、且つ甲が残額の支払いを履行しない場合、乙は催告を要せず本契約を解除し、直ちに物件を甲の負担において引揚げることができる。  
なお、これにより生じた乙の損害賠償の請求を妨げない。
- 第10条 天災地変その他不可抗力により、本契約の全部または一部について引渡不能になった時は、乙はその責に任じない。この場合本契約は引渡が不能になった分について消滅する。
- 第11条 甲が物件を引取らないときは事由の如何に拘らず乙は本契約を解除し、物件を甲の負担において任意に処分の上、その売却代金を以って甲に対する損害賠償債権を含む一切の債権の弁済に充当し、不足額がある時は甲に請求することができる。
- 第12条 本物件に対し他から強制執行または国税徴収処分を受ける恐れがあるときは、甲はその物件が乙の所有に属することを明示し、且つ上記事態の発生を直ちに乙に通知しその指示に従わなければならない。
- 第13条 連帯保証人(丙)は本契約により生ずる甲の一切の債務を保証し、甲と連帯して債務の責を負う。
- 第14条 甲及び丙は本契約に基づく確定債務に対し、乙の請求がある場合には、公正証書の作成に異議なく協力する。
- 第15条 本契約に関連して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。
- 第16条 本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議の上円満に解決する。

以 上